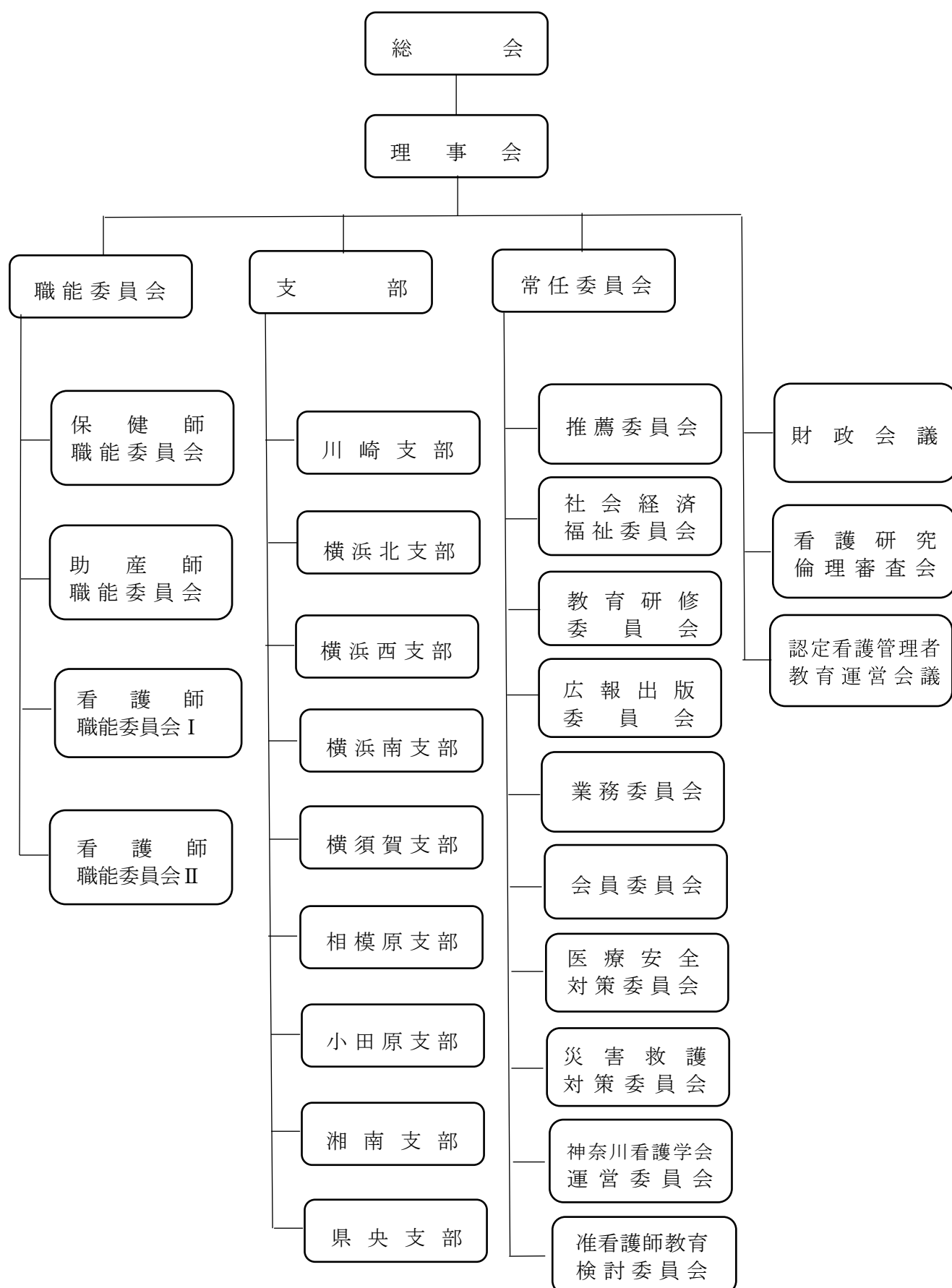


資 料

	ページ
公益社団法人神奈川県看護協会運営組織図	130
公益社団法人神奈川県看護協会事務局組織図	131
令和 5 年度神奈川県看護協会長表彰受賞者	132
令和 4 年度神奈川県看護協会推薦表彰受賞者	133
令和 4 年度春秋叙勲者・第 57 回神奈川県看護賞受賞者	134
第 24 回神奈川看護学会看護研究奨励賞受賞者	135
神奈川県への要望書	136
令和 4 年度役員・委員名簿	141
令和 4 年度行政機関及び関連団体委員等へ就任状況	145
公益社団法人神奈川県看護協会定款	148
日本看護協会歌「光求めて」	155

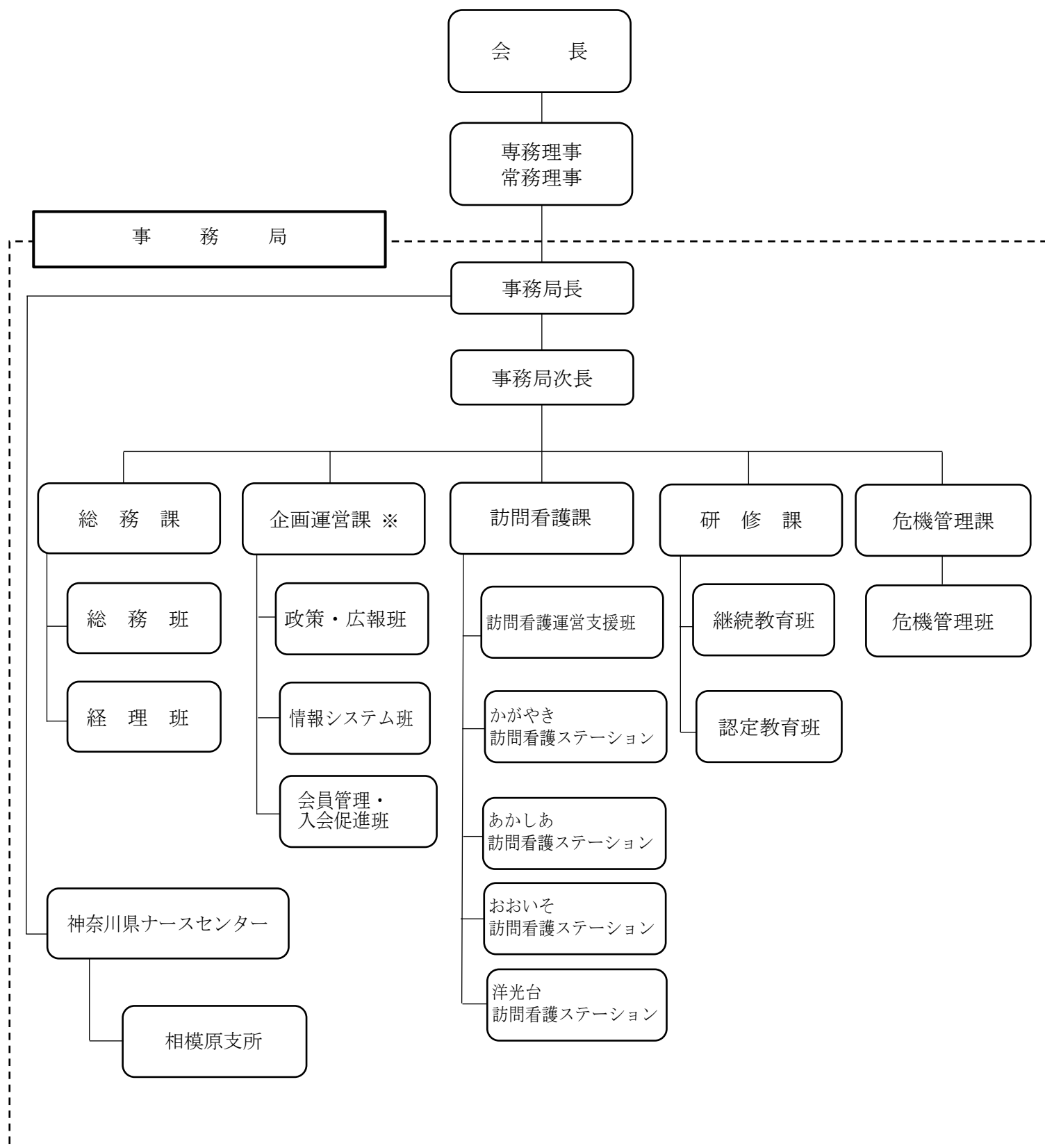
公益社団法人神奈川県看護協会運営組織図

[令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在]



公益社団法人神奈川県看護協会事務局組織図

[令和5(2023)年4月1日現在]



※令和5年度については暫定的に企画運営課に班は設置しない

令和５年度 神奈川県看護協会長表彰受賞者

(16名)

氏 名	職種	所属施設名	日 付
梅 津 裕 子	看	医療法人徳洲会湘南厚木病院	令和５年６月１６日(金)
利 育 美	看	昭和大学藤が丘病院	
熊 谷 真 里	看	東海大学医学部附属大磯病院	
小 林 理 恵 子	看	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス海老名総合病院	
坂 本 宏 子	看	独立行政法人労働者健康安全機構本部	
櫻 田 薫	看	JA神奈川県厚生連伊勢原協同病院	
嶋 崎 初 美	看	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	
鈴 木 由 美 子	看	社会福祉法人日本医療伝道会総合病院 衣笠病院	
関 口 保 子	助	平塚市民病院	
田 中 淳 子	看	公立大学法人横浜市立大学附属病院	
谷 野 ま ど か	保	横浜市金沢区福祉保健センター	
田 渕 か お り	看	社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷横浜病院	
徳 永 な お み	助	公立大学法人横浜市立大学附属 市民総合医療センター	
濱 悦 子	看	丘整形外科病院	
原 久 美	看	医療法人平和会平和病院	
日 笠 山 恵	看	藤沢市民病院	

(所属施設名：推薦時のもの)

令和４年度 神奈川県看護協会推薦表彰受賞者

表 彰 名	氏 名	職 種	所属施設名	日 付
公益社団法人 日本看護協会会長表彰	石 原 千 賀 子	看	藤沢市民病院	令和４年６月８日
	小 池 美 智 子	看	国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院	
	鈴 木 美 智 子	看	横浜市立大学付属 市民総合医療センター	
	藤 澤 な お 子	看	神奈川県立足柄上病院	
	八 木 沼 正 子	看	医療法人徳洲会 湘南鎌倉総合病院	
	山 岡 澄 代	看	茅ヶ崎市立病院	
	渡 辺 美 加 子	看	神奈川リハビリテーション病院	
神奈川県保健衛生表彰 知事表彰	石 山 圭 子	看	東海大学医学部附属大磯病院	令和４年１１月３０日
	西 郷 千 代 子	看	医療法人尽誠会 山近記念総合病院	
	西 村 智 子	看	茅ヶ崎市立病院	
	布 施 明 美	助	産育会堀病院	
	本 舘 教 子	看	聖マリアンナ医科大学病院	
	森 岡 深 雪	看	大船中央病院	
	渡 邊 輝 子	看	神奈川県済生会横浜市東部病院	
	渡 辺 美 加 子	看	神奈川リハビリテーション病院	
神奈川県保健衛生表彰 事務所長表彰	上 杉 恭 子	助	小田原市立病院	令和４年９月２８日 (小田原保健福祉事務所)
	稲 村 ほ づ み	看	平塚市民病院	令和４年１１月１１日 (平塚保健福祉事務所)
神奈川県 公衆衛生協会会長表彰	小 田 真 智 子	保	川崎市健康福祉局	令和４年１１月２１日
横浜市社会福祉・ 保健医療功労者市長表彰	赤 間 仁 見	看	五星会菊名記念病院	令和４年１１月４日
	勝 山 貴 美 子	看	横浜市立大学医学部看護学科	
相模原市保健衛生功労者 表彰	阿 部 徳 子	看	JA 神奈川県厚生連 相模原協同病院	令和４年１１月１６日
茅ヶ崎市 保健衛生功労者表彰	豊 村 豪	看	茅ヶ崎市立病院	令和４年１１月２４日
神奈川県 精神保健福祉協会会長表彰	早 瀬 和 彦	看	公益財団法人積善会曾我病院	令和４年１２月１日
母子保健・家族計画事業 功労者厚生大臣表彰	市 川 恵 子	助	めぐみ助産院	令和４年１０月２７日
母子愛育会会長表彰 (母子保健功労者表彰)	弘 末 睦 子	助	康心会汐見台病院	令和４年１０月２７日

(所属施設名：推薦時のもの)

令和4年度 春秋叙勲者

令和4年度神奈川県看護協会会員(3名)

勲章名	氏名	職種	所属施設名	日付
瑞宝単光章	丹 下 純 子	看	社会福祉法人聖テレジア会 鎌倉療育医療センター小さき花の園	令和4年4月29日
	瀧 谷 樹 美	助	独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院	令和4年11月3日
	濱 岸 信 子	看	個 人	

(所属施設名：受章時のもの)

第57回神奈川県看護賞受賞者

令和4年度神奈川県看護協会会員(9名)

氏名	職種	所属施設名	日付
石 川 貴 美 子	保	秦野市福祉部障害福祉課	令和4年5月13日
堀 田 彰 恵	保	公益社団法人川崎市看護協会	
鈴 木 令 佳	助	かもめ助産院	
神 田 真 理 恵	看	公益社団法人神奈川県看護協会 あかしあ訪問看護ステーション	
西 角 一 恵	看	神奈川県立こども医療センター	
西 川 雪 子	看	社会医療法人財団互恵会大船中央病院	
濱 崎 登 代 子	看	介護老人保健施設リハリゾートわかたけ	
原 美 智 子	看	医療法人社団聖ルカ会パシフィック・ホスピタル	
八 木 美 智 子	看	川崎医療生活協同組合川崎協同病院	

(所属施設名：受賞時のもの)

第 24 回 神奈川看護学会看護研究奨励賞受賞者

(順不同)

奨 励 賞 3 題		
演 題	施 設 名	研 究 者
重症 COVID-19 肺炎患者の腹臥位療法における褥瘡発生に関する症例対照研究	学校法人聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	○池田 陽子 鈴木 雅子 川原 かおる 大橋 未来子 菅野 美里 川端 千壽 川畑 亜加里 古川 久美子 栗栖 美由希 谷井 梨美 齋藤 浩輝 (学校法人聖マリアンナ 医科大学 救急医学)
その人らしさを知るための看護師・介護者の視点・思考	医療法人社団山本記念会 山本記念病院	○大森 恵子 栗城 尚之 (前関東学院大学 看護学部看護学科)
ICU における卒後 2 年目看護師が現場で感じる不安	国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院	○鈴木 貴司 岩下 良尚

○：発表者

神奈川県への要望書

＜令和4年7月26日 神奈川県へ要望書を提出＞

はじめに

2025年が目前となり、患者・利用者のニーズの多様化と複雑化に対応できる看護職の質の向上と確保が継続した課題であると同時に、地域での療養を支える地域包括ケアを推進する取り組みの強化がますます必要となっています。

新型コロナウイルスの発現から3年目となり未だに先が見通せない状況や、頻発して起こる地震・台風等の自然災害により、県民の生命や健康を脅かす事態は継続し、平時からの危機管理がとても重要になっています。

また、今般、新型コロナウイルス感染症への対応により看護職の働きについて一定の評価のもと、看護職員等処遇改善事業実施要綱が定められ看護職への賃金改善が行われたが、看護職全体の中では一部であり医療の高度化対応や看護の質の向上などが求められる中にあることは、全ての看護職員への処遇改善が必要と考えます。

神奈川県看護協会では10年後を見据えた将来構想を策定し、それを達成するために必要な行動計画を現在立案中です。

看護職能団体として県民のニーズに応えられるよう、神奈川県をはじめ、関係諸機関と連携を図り、今後より一層人々の健康の維持・向上に貢献してまいります。様々な課題を解決していくためにも、ご理解と特段のご配慮をお願いしたく、次の要望を申し上げます

1. 看護師確保のための連携強化について
2. 訪問看護師について具体的な配置目標数の提示
3. 新型コロナウイルス感染症への継続した支援
4. 保健師確保事業の推進
5. 妊娠期からの切れ目のない支援についての実態調査
6. 特定行為研修指定研修機関へ外部受講生を増やすための支援
7. 全ての看護職の処遇改善に関する事業の促進支援
8. 災害時の連携と災害支援ナースの出動時の対応の支援

1. 看護師確保のための連携強化について（要望先・神奈川県）

【提案内容】

看護師確保は構造的な課題を抱えていることから、神奈川県行政と神奈川県看護協会との連携の強化を図り問題解決を目指す。

- ① 「看護人材確保神奈川モデル（仮称）」の構築のための連携強化
- ② 潜在看護職実態調査

【現状・課題】

神奈川県看護協会のナースセンター事業は、看護職等の人材確保法に基づく神奈川県からの委託により実施しているが、近年の新型コロナウイルス感染症感染等で、厚生労働省を通じて日本看護協会から看護職の広域派遣等の従来とは異なる対応が求められている。さらには、日本看護協会から、各地域の特徴を捉えて看護師確保策を図ることが推奨されている。そこで神奈川県と本協会のナースセンターとの連携の強化が重要であり、連携強化のため従来のナースセンターとの連携会議の隔月開催をお願いし、「看護人材確保神奈川モデル（仮称）」の早期構築を図りたい。

また、潜在看護師に係る本格的な調査が行われていないため、潜在看護師の実数や現況の把握ができていないことから対策を構築する障害になっている。新規の看護師養成とともに、看護資格者の現況を明ら

かにして、今後の対策の基礎データとする必要がある。そのため、神奈川県としてこの調査を実施して欲しい。実施にあたっては当協会としても全面的に協力したい。

【実施による効果】

「看護人材確保神奈川モデル（仮称）」の構築によって看護人材の実態が明らかになることで、求人側の人材要請と求職者側の労務提供等の条件が明らかになり、適正な人材マッチング調整が可能となる。

2. 訪問看護師について具体的な配置目標数の提示（要望先・神奈川県）

【提案内容】

2025 年に向けて訪問看護師の不足が予測されるが、神奈川県で訪問看護ステーションの必要数は明示しているが訪問看護師の必要数については言及されていない。訪問看護師を育成、確保をしていくために育成目標数の設定が必要であり、明示を要望する。

【現状・課題】

今後さらに増加が予測される要介護者や高齢者独居、老々介護、がん末期の在宅療養、ヤングケアラーなどに対し、訪問看護師確保は喫緊の課題である。

また、通常業務に加えて、コロナ禍、感染者の在宅療養では訪問看護師が神奈川モデルに参画し、実働しているが、人材不足で看護師の負荷になっている。

看護師はすぐには確保できない状況のため、年次ごとに育成目標を設定し訪問看護入門研修や新採用、転職研修などを計画的に実施する等が必要である。

神奈川県保健医療構想、地域医療構想の地域医療構想〈施策の方向性〉に「将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成に向けた取り組み」とある。次期 8 期計画に訪問看護師必要数および人的配置計画を明示することを要望する。

【実施による効果】

目標数が設定されることで、年度ごとの具体的育成人員がわかり、研修計画に反映できる。
育成計画のもと、病院勤務から訪問看護への転職増を期待できる
育成計画のもと、新卒新採用等の受入れがスムーズになることが期待できる。

3. 新型コロナウイルス感染症への継続した支援（要望先・神奈川県）

【提案内容】

現状での新型コロナウイルス対策の継続と若年者へのワクチン接種の推進をお願いしたい。

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症のオミクロン型の感染者の増加が減少傾向にあるが、以前高齢者やハイリスク陽性者の重症化は病床のひっ迫と直結する問題で、感染者の増大を防止することはしばらく継続される。

先般、海外からの入国制限も緩和される状況にあり、感染者の拡大がいつ起こるかわからない状況にある。若年者の 3 回目ワクチン接種率について(6 月 13 日時点)、神奈川県内では 40 歳代以下で 57%、30 歳代で 48%、20 歳代は 43%であり社会活動が活発な年代のワクチン接種が進んでいない。3 回目接種への働きかけを今後もさらに行うことが必要である。

また、県内での新型コロナウイルスのワクチン接種による免疫状況（抗体価の状況）について把握して、適切な時に次のワクチン接種が行えるような予防対応を図って欲しい。

さらに、今後再度感染が増大した際には、新型コロナウイルス感染症病床のある急性期施設には優先的に医療物資の提供があるが、施設系の病床で、特にクラスター発生時は物資の不足により十分な対応ができない等の課題が生じていた。感染防止対策のための備蓄等に関する支援等をお願いしたい。

【実施による効果】

感染防止対策が進み、クラスター等の発生が抑制される。

4. 保健師確保事業の推進（要望先・神奈川県）

【提案内容】

県内の行政機関の保健師数の増員と研修支援への構築

【現状と課題】

収束の見えない新型コロナウイルス感染症に対して感染防止対策はもとより感染拡大時は疫学調査をはじめとして医療機関との連携や状態観察、在宅訪問等業務はひっ迫し、膨大な業務を保健師が担ってきた。人口10万人当たりの保健師数は全国と比較して最下位を継続しており、地域の保健活動を維持することが困難な状況は継続している。保健師資格取得には、基礎教育の内容充実のため、保健師の養成については大学院での履修への変更が進み、保健師が社会で活動できるまでにタイムラグが生じることになる。感染症以外にも精神保健支援や高齢化対応、虐待防止社会を支援する重要な役割を担っているが、今後ますます高齢者の健康づくり事業は拡大が必要になる。社会のニーズに応えるためにも保健師の必要数を確保し、育成者数の増員をお願いしたい。そして、保健師の資格を持ちながら保健師業務の経験がない人や保健師として復職を希望する人への研修の開催等を行い、潜在保健師に対する復職制度の構築をお願いしたい。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及び県民の生活様式が刻々と変化する中で健康課題やニーズは多様化、高度化しており、対応する保健師の資質向上を図る必要がある。知識やスキルの醸成のための研修の構築をお願いしたい。

【実施による効果】

保健師の資質向上と感染症等の対策への適応力の強化が図られる。

保健師の復職支援による就業者数の増加が図られる。

感染症対策のみならず平時からの施設等の立ち入り調査等に保健師の職能を活用することで現場での適切な保健衛生指導力の強化が期待できる。

5. 妊娠期からの切れ目のない支援についての実態調査（要望先・神奈川県）

【提案内容】

妊娠期からの切れ目のない支援は各市町村で実施しているが、その実際の状況は不明で手当の内容にも違いがあるため、実態調査をお願いしたい。

【現状・課題】

妊娠期より切れ目のない支援をすることが安心した育児につながることを示唆されている。コロナ禍においては家族の面会も制限されるため、孤立化しやすい妊婦にとって出産後の支援は極めて重要となる。産後ケアが推進される中、母親の支援希望があっても市町村窓口に連絡して、市町村の担当者訪問後に訪問者の判断でケアを受ける場合と受けられない場合がある。そのため母親の不安に対してタイムリーな関りができていないことが起っている。妊娠初期から産後まで一括した支援体制を実施するための子育て世代包括支援センターが市町村に設置されているが、実施内容は市町村に任されている。内容の違いや金銭的な補助内容にも違いや規模の違いもあり、確実に地域でサービスが受けられないことがある。

県内のサービス状況について実態調査を行い、地域間格差を明らかにし、是正を図る意味から国庫負担による子育て支援策として制度化に向けた取り組みにつなげることをお願いしたい。

また、産後ケアをすぐに受けることができるために、母子健康手帳の中に使用券を追加するなど、母親が産後ケアを受けやすいシステム作りを要望したい。

【実施による効果】

実態調査により課題が明らかになり産後ケアの推進への対応ができる

6. 特定行為研修指定研修機関へ外部受講生を増やすための支援（要望先・厚生労働省）

【提案内容】

厚生労働省の指定研修機関へ、特定行為研修を受けられる外部生の入学枠を広げるよう研修機関への依頼や補助などの検討をお願いしたい。

【現状・課題】

2015 年 10 月より「特定行為研修（特定行為に係る看護師の研修制度）」が開始された。

厚生労働省の指定研修機関で特定行為研修を受講した看護師は、特定行為の 38 行為を手順書に基づいて自らの判断で行うことが可能になった。最近では研修修了者の貢献を診療報酬などで評価される項目も増え受講希望者は徐々に増えつつある。

しかし、厚生労働省の指定研修機関になるには、医師の多大な協力が必要である。現在神奈川県では 19 施設で特定行為研修を実施しているが、そのほとんどが自施設や同系列の内部生向けという現状である。医師からの講義や演習、実習が必要なため、病院や病院併設などの、医師の協力が得られる研修機関でないと研修実施が難しい。そのため受講生の偏りができている。

【実現による効果】

チーム医療を推進し、看護師がその役割をさらに発揮できる。

アセスメントや判断力の強化だけでなく、治療を理解し、安全に医療を提供する能力を身に付け、医師の少ない地域でも活躍できる看護師の育成が促進する。医師の業務のタスクシフトが進む。

7. 全ての看護職の処遇改善に関する事業の促進について（要望先・厚生労働省）

【提案内容】

新型コロナウイルス感染症への対応は、急性期病院のみではなく、下り搬送や感染症以外の疾患への対応を行っている全看護職への処遇改善をお願いしたい。

【現状・課題】

令和 3 年 11 月の閣議決定で「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、地域で新型コロナウイルス感染症医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に（月額 4,000 円）賃金の引上げを令和 4 年の 2 月～9 月の期間に実施した医療機関に補助金として国より交付されることになり、該当する医療機関 140 施設のうち約 110 施設が申請の手続きを行っている。医療機関の判断で看護補助や理学療法士等のコメディカルの賃金改善にも充てることが可能であり、医療機関での対応の差が生じている。新型コロナウイルス感染症対策は、救急患者を受け入れている急性期のみならず、慢性期病床や老健施設や訪問看護領域でも新型コロナウイルス陽性者がいるところでは、実際に看護職がケアに関わっている状況があり、処遇改善において格差が生じている。このような処遇の差が、転職や退職に繋がり急性期医療に看護職や看護補助者が移動する現象が起きかねない。処遇改善による転職が進まないためにも早急に全看護職を対象とした処遇改善を国へお願いしたい。

【実施による効果】

離職者の減少

8. 災害時の連携と災害支援ナースの出動時の対応の支援（要望先・日本看護協会）

【提案内容】

災害支援ナースについて安全で安心な救護活動が行えるための派遣体制の整備をお願いしたい。

【現状と課題】

日本看護協会では、平成7年(1995)年の阪神淡路大震災を契機に、災害被災地への支援のため災害時支援ネットワークを作成し、被災地への災害支援ナースの派遣を行っている。当看護協会においても災害支援ナースの育成と実際の災害支援に対応し、東日本大震災、や関東・東北豪雨災害等の大きな災害には災害支援ナースを派遣した。毎年、災害看護育成研修を行い令和4(2022)年1月時点で312人の登録者数(会員数38,203人中0.8%)と増加しているが、人口10万対の災害支援ナース数は日本看護協会全体平均11.3人で、神奈川県は3.1人と少ない状況である。

そうした中で貴重な任務であるにも関わらず派遣形態については定めがなく、ボランティア的な活動となっていることが多く、自己完結型の派遣体制になっている。

厚生労働省が定める災害医療等の位置づけには「災害支援ナース」が明確に位置づけられておらず、神奈川県においても災害時対応として神奈川県とは医療救護活動の協定書が当協会として締結されているが、神奈川県保健医療救護計画の中では、保健医療団体として協定などに基づき活動を実施することの記載のみで、具体的内容での記載はない。

そこで、国が定める災害医療対応の保健医療活動チームの中に、災害支援ナースの活動について明確な位置づけ措置をされることで、施設からも派遣を認めてもらいやすくなり、派遣数の増加に繋がる事や安全・安心して派遣活動が行えるように派遣体制の確立を国と協議し実現していただきたい。

【実施による効果】

登録者の増加や派遣者の増加による即応力の向上

令和4年度 役員・委員名簿

役 員

(22名)

会 長	長 野 広 敬	公益社団法人神奈川県看護協会
副 会 長	青 木 貴美子	公立大学法人横浜市立大学大学院医学研究科
副 会 長	渡 邊 輝 子	済生会横浜市東部病院
専 務 理 事	長 場 直 子	公益社団法人神奈川県看護協会
常 務 理 事	門 根 道 枝	公益社団法人神奈川県看護協会
常 務 理 事	杉 浦 由美子	公益社団法人神奈川県看護協会
保健師職能理事	小 田 真智子	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
助産師職能理事	布 施 明 美	医療法人産育会堀病院
看護師職能理事Ⅰ	横 田 弘 子	東海大学医学部附属病院
看護師職能理事Ⅱ	平 田 祐 子	介護老人保健施設都筑ハートフルステーション
川 崎 支 部 理 事	本 舘 教 子	聖マリアンナ医科大学病院
横浜北支部理事	牛 丸 良 子	医療法人社団武蔵野会牧野リハビリテーション病院
横浜西支部理事	川 上 純 子	国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院
横浜南支部理事	辻 村 陽 子	医療法人社団厚済会グループ本部
横須賀支部理事	伊 藤 佳 子	公益社団法人地域医療振興協会横須賀市立うわまち病院
相模原支部理事	阿 部 徳 子	JA 神奈川県厚生連相模原協同病院
小田原支部理事	小 澤 美 紀	医療法人社団三喜会鶴巻温泉病院
湘 南 支 部 理 事	山 岡 澄 代	茅ヶ崎市立病院
県 央 支 部 理 事	吉 村 由 紀	医療法人鉄蕉会亀田森の里病院
准 看 護 師 理 事	高 橋 ひさよ	医療法人財団明徳会総合新川橋病院
監 事	青 山 裕 治	青山会計事務所
監 事	鈴 木 恵美子	横浜メディカルグループ本部

(令和5年3月31日現在)

職能委員会

保健師職能委員会（9名）

委員長	小 田 真智子	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
副委員長	佐 藤 晴 子	横須賀市南健康福祉センター
会 計	岩 井 裕 子	横浜市保土ヶ谷福祉保健センター
会 計	大 林 八重子	相模原市健康福祉局保健衛生部中央保健センター
書 記	磯 崎 夫美子	小田原保健福祉事務所
書 記	中 野 祐 子	茅ヶ崎市保健所保健企画課
教育機関	松 坂 由香里	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部看護学科
総 務	小比田 協 子	座間市健康づくり課保健予防係
総 務	中 野 香央子	藤沢市役所健康医療部健康づくり課

助産師職能委員会（10名）

委員長	布 施 明 美	医療法人産育会堀病院
副委員長	平 林 奈 苗	北里大学病院
会 計	小保方 加奈子	神奈川県立こども医療センター
会 計	諏 訪 和 美	諏訪母乳相談室
会 計	土 井 秀 子	横浜市立大学附属市民総合医療センター
会 計	中 村 綾 美	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院
書 記	関 口 美 鈴	川崎市立川崎病院
書 記	関 口 保 子	平塚市民病院
書 記	千 葉 菜 緒	湘南藤沢徳洲会病院
広 報	岩 田 光 代	済生会横浜市東部病院

看護師職能委員会Ⅰ（11名）

委員長	横 田 弘 子	東海大学医学部付属病院
副委員長	西 野 隆 一	東海大学医学部付属病院
会 計	浅 井 由紀子	聖マリアンナ医科大学病院
会 計	大久保 尚	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター
会 計	千 葉 多恵子	平塚市民病院
会 計	吉 濱 桂 子	葉山ハートセンター
書 記	甘 粕 里 美	ジャパンメディカルアライアンス海老名総合病院
書 記	亀 石 礼 子	北里大学病院
書 記	山 田 乃理子	関東労災病院
総 務	川 田 弘 子	藤沢市民病院
総 務	中野目 亜沙美	新百合ヶ丘総合病院

看護師職能委員会Ⅱ（11名）

委員長	平 田 祐 子	介護老人保健施設都筑ハートフルステーション
副委員長	河 村 朋 子	横浜市磯子区医師会訪問看護ステーション
副委員長	森 川 真 理	横浜市立大学附属病院
会 計	杉 山 育 子	医療法人社団小松会相模台第2地域包括支援センター
会 計	山 口 伊 鈴	医療法人誠医会宮川病院
書 記	池 田 恵 理	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター
書 記	田 中 智 子	厚木保健福祉事務所保健福祉課
書 記	丹 下 純 子	鎌倉療育医療センター小さき花の園
総 務	荒 川 雅 子	相模原市医師会訪問看護ステーション
総 務	大 森 基 美	特別養護老人ホームみどりの園
総 務	加 藤 佳代子	医療法人社団哺育会ナーシングプラザ港北

支 部

川崎支部（8名）

支部長	本 舘 教 子	聖マリアンナ医科大学病院
副支部長	坂 下 聖加子	総生会麻生総合病院
会 計	小 林 聡 美	中原区役所地域まもり支援センター地域支援課
会 計	佐 藤 慎 子	公益社団法人川崎市看護協会
書 記	宗 像 弘 美	川崎市立井田病院
教 育	出 水 要 子	川崎市立川崎病院

教 育	田 嶋 まさ子	帝京大学医学部附属溝口病院
広 報	杉 山 ゆみ子	社会医療法人財団人石心会川崎幸病院

横浜北支部（8名）

支部長	牛 丸 良 子	牧野リハビリテーション病院
副支部長	矢 野 由 美	牧野記念病院
副支部長	山 本 千 佳	平和会平和病院
会 計	野 村 誠	横浜市立市民病院
会 計	伴 律 子	横浜労災病院
書 記	興 津 春 子	緑成会横浜総合病院
広 報	長 野 瑠美子	済生会神奈川県病院
広 報	三 上 朋 子	汐田総合病院

横浜西支部（8名）

支部長	川 上 純 子	国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院
副支部長	秋 山 直 美	東戸塚記念病院
副支部長	堀 内 利 枝	国立病院機構横浜医療センター
会 計	新 陽 子	国際親善総合病院
会 計	山 賀 久美子	国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院
書 記	由 井 志 穂	神奈川県立がんセンター
書 記	松 田 ハリ子	地域医療機能推進機構横浜保土ヶ谷中央病院
広 報	内 藤 さゆり	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院

横浜南支部（8名）

支部長	辻 村 陽 子	医療法人社団厚済会グループ本部
副支部長	小 山 猛	横浜市立大学附属病院
会 計	川 西 美 穂	神奈川県立循環器呼吸器病センター
会 計	牧 小百合	神奈川県警友会けいゆう病院
書 記	山 中 みゆき	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院
書 記	山 本 佐枝子	済生会横浜市南部病院
広 報	植 田 幸 子	横浜市立みなと赤十字病院
広 報	関 根 貴 子	横浜中央病院附属看護専門学校

横須賀支部（9名）

支部長	伊 藤 佳 子	横須賀市立うわまち病院
副支部長	赤 荻 幸 子	横須賀市立市民病院
会 計	川 上 直 子	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院
会 計	楠 歌 織	聖ヨゼフ病院
書 記	秋 山 友季子	横須賀市立うわまち病院
書 記	鈴 木 三恵子	三浦市立病院
広 報	石 江 美 佐	逗子桜山クリニック
渉 外	大 場 匠	よこすか浦賀病院
会 場	加 藤 貴美子	横須賀市南健康福祉センター

相模原支部（9名）

支部長	阿 部 徳 子	相模原協同病院
副支部長	梶 山 和 美	北里大学病院
会 計	浦 部 裕 子	地域医療機能推進機構相模野病院
会 計	高 城 裕 美	相模原赤十字病院
書 記	熊 川 晶 子	東芝林間病院
書 記	瀬 賀 恵 子	国立病院機構相模原病院
教 育	古 田 麻利子	相模原協同病院
広 報	高 坂 育 子	相模原市疾病対策課
広 報	小 林 美保子	相模原中央病院

小田原支部（9名）

支部長	小 澤 美 紀	鶴巻温泉病院
副支部長	引 地 ゆかり	鶴巻温泉病院
副支部長	星 野 真 紀	東海大学医学部付属病院

会 計	内 藤 智 代	小田原市立病院
会 計	長谷川 妙 子	松田町役場子育て健康課
書 記	野 田 裕 美	秦野赤十字病院
書 記	藤 掛 香	神奈川県立足柄上病院
書 記	米 谷 治 子	伊勢原協同病院
総 務	石 川 奈 穂	平塚保健福祉事務所秦野センター

湘南支部（9名）

支部長	山 岡 澄 代	茅ヶ崎市立病院
副支部長	江 崎 恵 美	茅ヶ崎市立病院
副支部長	日 下 順 子	平塚市民病院
会 計	井 上 純 子	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院
会 計	北 條 真智子	徳洲会湘南藤沢徳洲会病院
会 計	本 城 里 美	藤沢市民病院
書 記	長 田 志津子	藤沢湘南台病院
書 記	小 山 みゆき	寒川病院
書 記	高 宮 聖 子	平塚保健福祉事務所

県央支部（9名）

支部長	吉 村 由 紀	亀田森の里病院
副支部長	加 藤 恵 美	ジャパンメディカルライアンス海老名総合病院
副支部長	北 坊 英 子	厚木市立病院
会 計	岡 本 由 里	南大和訪問看護ステーション
会 計	小 倉 里 美	座間総合病院
書 記	梅 津 裕 子	湘南厚木病院
書 記	古 賀 光 子	みどり野リハビリテーション病院
行 事	小 西 美 和	湘陽かしわ台病院
行 事	志 波 直 子	厚木保健福祉事務所

常任委員会

推薦委員会（8名）

委員長	阿 部 愉貴子	横浜市立市民病院
副委員長	程 川 郁 子	地域医療機能推進機構横浜中央病院
副委員長	三 島 英 雄	川崎市宮前区役所地域みまもり支援センター
会 計	鈴 木 千 恵	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院
会 計	鈴 木 美由紀	横浜市立みなと赤十字病院
会 計	東海林 ちえみ	北里大学病院
書 記	原 宣 子	牧野記念病院
書 記	山 本 雪 子	南大和病院

社会経済福祉委員会（8名）

委員長	奥 山 洋 子	汐田総合病院
副委員長	石 原 佳代子	国際親善総合病院
副委員長	門 田 純 子	医療法人湘和会湘南記念病院
会 計	内 田 敏 江	湘南中央病院
会 計	島 あゆ子	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
会 計	中 根 涼 子	鶴巻温泉病院
書 記	後 藤 しのぶ	ジャパンメディカルライアンス海老名総合病院
書 記	鈴 木 千 絵	川崎市多摩区役所地域みまもり支援センター

教育研修委員会（21名）

委員長	折 内 奈津江	国家公務員共済組合連合会 横浜南共済病院
副委員長	川 口 真 澄	横浜市立大学附属病院
副委員長	三 田 亜希子	藤沢市立看護専門学校
	東 由紀子	横浜市立市民病院
	一 柳 亜希子	国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院
	乾 久 枝	神奈川県立よこはま看護専門学校

	岩 崎 詩 子	川崎市立多摩病院
	岩 本 基 実	川崎市立井田病院
	牛 田 多恵子	神奈川県立こども医療センター
	大 舘 忍	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院
	毛 塚 由美子	北里大学病院
	五 藤 美 和	横浜旭中央総合病院
	坂 元 千 佳	神奈川リハビリテーション病院
	鈴 木 美 紀	東海大学医学部付属病院
	高 橋 理 英	神奈川県立循環器呼吸器病センター
	名 波 会里子	横浜市立みなと赤十字病院
	沼 里 貞 子	聖マリアンナ医科大学病院
	星 山 美 穂	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
	前 田 佳 美	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院
	室 井 弘 子	国立病院機構相模原病院
	山 本 照 恵	神奈川県立足柄上病院

広報出版委員会（10名）

委員長	箕 輪 有美子	東海大学医学部付属病院
副委員長	相 馬 美香子	医療法人社団相和会渥野辺総合病院
会計	細 山 和 美	平塚市民病院
書記	中 川 恵	三浦市立病院
書記	長谷川 由 貴	横浜市立大学附属市民総合医療センター
	宇賀神 純 子	横浜労災病院
	関 根 由美子	神奈川県立こども医療センター
	竹 田 英 子	東名厚木病院
	野 村 佐那子	川崎市麻生区役所地域みまもり支援センター
	原 香 代	伊勢原協同病院

業務委員会（8名）

委員長	堀 尾 美 穂	横須賀市立うわまち病院
副委員長	袖 山 亜擁美	日本鋼管病院
副委員長	山 口 友 子	済生会湘南平塚病院
会計	大 山 美和子	川崎市立川崎病院
会計	高 木 睦 子	昭和大学藤が丘病院
書記	岡 田 真 理	地域医療機能推進機構横浜中央病院
書記	濱 田 順 士	横浜なみきリハビリテーション病院
書記	横 溝 由 佳	神奈川県鎌倉保健福祉事務所

会員委員会（8名）

委員長	大 木 容 子	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院
副委員長	野 村 智 子	神奈川県警友会けいけいゆう病院
会計	下 郡 美 香	明徳会総合新川橋病院
書記	高 山 希	済生会横浜市東部病院
	蒲 谷 朱希子	東名厚木病院
	高 橋 由美子	大倉山記念病院
	西 川 雪 子	大船中央病院
	山 口 早 苗	国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院

医療安全対策委員会（8名）

委員長	三 上 久美子	横浜市立みなと赤十字病院
副委員長	新 村 美佐香	五星会菊名記念病院
	安 齋 英 恵	日本鋼管病院
	大 原 志 歩	済生会横浜市東部病院
	木 村 光 代	神奈川区医師会訪問看護ステーション
	鹿 内 由 佳	たま日吉台病院
	柴 田 淑 子	介護老人保健施設リハビリゾート青葉
	吉 井 涼 子	横浜市都筑区医師会在宅事業部門

災害救護対策委員会（8名）

委員長	馬 野 由 紀	川崎市立多摩病院
副委員長	石 川 佳代子	茅ヶ崎市立病院
副委員長	源 平 雄 大	小田原市立病院
	實 方 千 帆	山北町役場
	上 路 麻 美	新百合ヶ丘総合病院
	西 坂 利奈子	相模原赤十字病院
	樋 口 珠 江	医療法人社団白寿会介護老人保健施設青葉の丘
	三 澤 悠 史	神奈川リハビリテーション病院

中 村 峰 子	公益社団法人神奈川県看護協会
---------	----------------

（令和5年3月31日現在）

神奈川看護学会運営委員会（11名）

委員長	門 根 道 枝	公益社団法人神奈川県看護協会
副委員長	渡 部 節 子	湘南医療大学保健医療学部看護学科
	池 田 恵 理	横浜市立大学附属市民総合医療センター
	上 田 邦 枝	昭和大学助産学専攻科 保健医療学部看護学科
	香 取 洋 子	北里大学看護学部
	金 井 Pak 雅 子	関東学院大学
	佐 藤 陽 子	神奈川県立保健福祉大学実践教育センター
	杉 山 恵 子	神奈川県立足柄上病院
	新 田 一 美	東海大学医学部付属病院
	三 橋 啓 太	国家公務員共済組合連合会 横浜南共済病院
	和 田 由 樹	聖マリアンナ医科大学病院

准看護師教育検討委員会（7名）

委員長	津 江 優 紀	神奈川県立衛生看護専門学校
副委員長	櫻 田 薫	伊勢原協同病院
	大 貫 葉 子	神奈川県立精神医療センター
	セ ホ 佳 子	神奈川県警友会けいゆう病院
	高 梨 明 子	川崎幸病院
	二 宮 昭 子	横浜旭中央総合病院
准看護師 副理事	高 橋 ひさよ	医療法人財団明徳会総合新川橋病院

その他の会議

財政会議（4名）

議 長	長 場 直 子	公益社団法人神奈川県看護協会
	青 木 貴美子	公立大学法人横浜市立大学大学院医学研究科
	高 橋 恵	聖マリアンナ医科大学
	野 田 久 義	公益社団法人神奈川県看護協会

看護研究倫理審査会（6名）

委員長	長 野 広 敬	公益社団法人神奈川県看護協会
	長 場 直 子	公益社団法人神奈川県看護協会
	門 根 道 枝	公益社団法人神奈川県看護協会
	杉 浦 由美子	公益社団法人神奈川県看護協会
	宮 芝 智 子	神奈川県立保健福祉大学
	宮 脇 美保子	慶応義塾大学看護医療学部

認定看護管理者教育運営会議（10名）

議 長	高 橋 恵	聖マリアンナ医科大学
副議長	山 岡 澄 代	茅ヶ崎市立病院
	小 池 智 子	慶応義塾大学看護医療学部
	原 久 美	平和会平和病院
	平 野 美 幸	神奈川県立保健福祉大学実践教育センター
	樋 口 美 佳	神奈川県立精神医療センター
	門 根 道 枝	公益社団法人神奈川県看護協会
	藤 波 富美子	公益社団法人神奈川県看護協会
	大 森 喜美江	公益社団法人神奈川県看護協会

令和４年度 行政機関及び関連団体委員等へ就任状況

団 体 会 議 名	役 職	役員・委員名
公益社団法人日本看護協会理事会	地 区 理 事	長 野 広 敬
神奈川県民医療推進会議	副 会 長	
神奈川県医療審議会	委 員	
神奈川県医療対策協議会	委 員	
神奈川県薬事審議会	委 員	
神奈川県医療勤務環境改善支援センター連絡調整会議	委 員	
神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会	委 員	
神奈川県社会福祉審議会	委 員	
神奈川県社会福祉審議会 福祉専門分科会	委 員	
神奈川県看護職員の確保及び資質向上推進委員会	委 員 長	
神奈川県子ども・子育て支援推進協議会	委 員	
神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会	委 員	
さがみロボット産業特区協議会	委 員	
神奈川県公衆衛生協会理事会	理 事	
横浜市立病院経営評価委員会	委 員	
横浜市立大学医学部後援会	役 員	
公益財団法人かながわ健康財団評議員会	評 議 員	
一般社団法人横浜在宅看護協議会	顧 問	
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉人材センター運営委員会	委 員	
済生会支部神奈川県済生会理事会	理 事	
神奈川県保健医療計画推進会議	委 員	長 場 直 子
神奈川県災害医療対策会議	委 員	
神奈川県医療安全推進協議会	委 員	
神奈川県医療安全対策実行委員会	委 員	
新型コロナウイルス感染症に係る神奈川県感染症対策協議会	委 員	
かながわ地球環境保全推進会議	委 員	
横浜市国民保険健康協議会	委 員	
健康チャレンジフェアかながわ実行委員会	委 員	
公益社団法人神奈川県医師会災害救助対策委員会	委 員	
公益社団法人神奈川県医師会医療事故調査支援特別委員会	委 員	
神奈川県糖尿病推進会議	委 員	
神奈川県医療費検討委員会	委 員	
がん克服シンポジウム実行委員会	委 員	
禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川県会議	監 事	
第 17 回日本禁煙学会学術総会実行委員会	委 員	
スモークフリー推進かながわ基金運営委員会	委 員	門 根 道 枝
ねんりんピックかながわ 2022 実行委員会宿泊・輸送等専門委員会	委 員	
神奈川県立循環器呼吸器病センター地域医療支援事業運営委員会	委 員	
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター認定看護管理者教育運営委員会	委 員	
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター感染管理認定看護師教育課程教員会	委 員	
公益社団法人神奈川県病院協会学術委員会	事 業 委 員	
神奈川県地域包括ケア会議	委 員	
神奈川県小児等在宅推進会議	委 員	
神奈川県人材確保推進協議会	委 員	
神奈川県福祉人材確保協議会	委 員	
神奈川県認知症施策推進協議会	委 員	杉 浦 由 美 子
神奈川県がん克服県民会議・かながわ健康プラン 21 推進会議	委 員	
かながわ高齢者あんしん介護推進会議・拘束なき介護推進部会	委 員	
かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会	委 員	
神奈川県介護予防事業市町村支援委員会	委 員	
神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業運営協議会	委 員	
神奈川県在宅医療トレーニングセンター研修事業運営協議会	委 員	
神奈川県在宅歯科医療連携拠点運営事業推進協議会	委 員	

団 体 会 議 名	役 職	役員・委員名
神奈川県立こども医療センター地域医療支援事業運営委員会委員	委 員	杉 浦 由美子
医療的ケアを必要とする児童・生徒の通学支援検討会議	委 員	
横浜市介護保険運営協議会	委 員	
横浜市地域包括支援センター運営協議会	委 員	
新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード	委 員	
神奈川県ナースセンター事業運営委員会	委 員 長	長 野 広 敬
	委 員	杉 浦 由美子
神奈川県病院医療関係団体連絡協議会	副 会 長	長 野 広 敬
	作 業 委 員	長 場 直 子
神奈川県保険者協議会	委 員	長 場 直 子
	事業検討委員	鈴 木 恵美子
	保健師等 専門部会委員	佐 藤 晴 子
神奈川県総合医療会館 管理委員会	委 員	長 場 直 子
	委 員	門 根 道 枝
神奈川県周産期医療協議会	委 員	布 施 明 美
神奈川県在宅医療推進協議会	委 員	杉 浦 由美子
神奈川県在宅医療推進協議会 訪問看護部会	委 員	草 場 美千子
神奈川県在宅医療推進協議会 リハビリテーション部会	委 員	牛 丸 良 子
神奈川県子ども・子育て会議	委 員	小 田 真智子
神奈川県小児医療協議会	構 成 員	萩 原 綾 子
神奈川県小児保健協会理事会	理 事	西 角 一 恵
神奈川県災害時小児周産期リエゾン会議	陪 席 者	木 村 由 里
	陪 席 者	佐 藤 律 子
神奈川県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会	構 成 員	鈴 木 姿 子
神奈川県慢性腎臓病(CKD)診療連携構築協議会	構 成 員	金 子 友 子
神奈川県救急医療問題調査会プレホスピタル・二次・三次救急部会 救急医療機能評価検討ワーキンググループ	委 員	
神奈川県立循環器病対策推進協議会	委 員	砂 田 麻 奈 美
横浜市防災会議	委 員	長 野 広 敬
	幹 事	加 藤 節 子
横浜市国民保護協議会	委 員	長 野 広 敬
	幹 事	加 藤 節 子
横浜市医療安全推進協議会	委 員	間 瀬 照 美
横浜市救急医療検討委員会	委 員	牛 丸 良 子
横浜市救急業務検討委員会	委 員	
よこはま保健医療プラン策定検討部会	委 員	
横浜市救急医療センター指定管理者選定評価委員会	委 員	佐 竹 み ゆ き
横浜地域医療構想調整会議	委 員	川 上 純 子
ねんりんピックかながわ 2022 横浜市常任委員会	委 員	
横浜市保健医療協議会	委 員	辻 村 陽 子
横浜市精神保健福祉審議会	委 員	樋 口 美 佳
	委 員	豊 田 まゆ美
公益財団法人横須賀市健康福祉財団評議員会	評 議 員	杉 浦 由美子
公益財団法人横須賀市健康福祉財団理事会	理 事	伊 藤 佳 子
横須賀市保健医療対策協議会	委 員	
横須賀市保健医療対策協議会福祉専門部会	委 員	
横須賀市保健医療対策協議会横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会	委 員	
横須賀市社会福祉審議会	委 員	
横須賀市自殺対策推進協議会	構 成 員	
横須賀市自殺対策推進協議会	構 成 員	河 野 伸 子
逗子市高齢者保健福祉計画懇話会	アドバイザー	伊 藤 佳 子
三浦半島地区保健医療福祉推進会議	委 員	
相模原市地域保健医療審議会	委 員	阿 部 徳 子
相模原市在宅医療・介護連携推進会議	委 員	

団 体 会 議 名	役 職	役員・委員名
相模原市在宅医療・介護連携推進会議 高齢者救急に関する部会	委 員	阿 部 徳 子
相模原市在宅医療・介護連携推進会議 連携体制に関する部会	委 員	
相模原地域地域医療構想調整会議	委 員	
さがみはら看護フェスティバル実行委員会	実行委員長	
ねんりんピックかながわ 2022 相模原市実行委員会	委 員	梶 山 和 美
相模原市地域包括支援センター運営協議会	委 員	
相模原市災害時医療救護検討会	委 員	
相模原市歯科保健事業推進審議会	委 員	
相模原市健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会	委 員	熊 川 晶 子
さがみはら市民健康づくり会議	委 員	
国立病院機構相模原病院地域医療支援病院運営委員会	委 員	阿 部 徳 子
相模原看護専門学校 学校関係者評価委員会	委 員	
公益財団法人相模原市健康福祉財団評議員会	評 議 員	長 野 広 敬
公益財団法人相模原市健康福祉財団理事会	理 事	阿 部 徳 子
湘南東部地区保健医療福祉推進会議	委 員	山 岡 澄 代
湘南西部地区保健医療福祉推進会議	委 員	小 澤 美 紀
	委 員	山 岡 澄 代
湘南西部地域災害医療対策会議	委 員	小 澤 美 紀
	委 員	山 岡 澄 代
平塚保険福祉事務所地域精神保健福祉連絡協議会	委 員	都 築 理 絵
藤沢市保育施設における医療的ケア児等受入検討会議	構 成 員	原 田 伸 子
藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会	幹 事	栗 山 隆 行
藤沢市歯科保健推進会議	委 員	
茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議	委 員	山 岡 澄 代
茅ヶ崎寒川地区糖尿病地域連携クリティカルパス協議会	委 員	一ノ瀬 嘉奈子
茅ヶ崎寒川地区糖尿病地域連携クリティカルパス協議会作業部会	委 員	
重度障害者等の医療ケアに関する連絡会	委 員	原 田 伸 子
小田原市立病院運営審議会	委 員	小 林 敏 子
県西地区保健医療福祉推進会議	委 員	藤 澤 なお子
県西地域災害医療対策会議	委 員	
中郡在宅医療・介護連携支援センター	委 員	都 築 理 絵
中郡在宅看護連携協議会	委 員	
大磯町高齢者福祉計画策定等委員会	委 員	
県央地域災害医療対策会議	委 員	吉 村 由 紀
県央地区保健医療福祉推進会議	委 員	
厚木看護専門学校運営協議会	委 員	
厚木看護専門学校教育課程編成委員会	委 員	
一般社団法人神奈川県精神保健福祉協会	評 議 員	米 倉 睦 弥
一般財団法人神奈川県訪問看護ステーション連絡協議会	顧 問	長 野 広 敬
	理 事	原 田 伸 子
神奈川母性衛生学会	理 事	小 田 真智子
		布 施 明 美
		横 田 弘 子
第 36 回神奈川母性衛生学会実行委員会	委 員	小 田 真智子
		布 施 明 美
		横 田 弘 子

公益社団法人神奈川県看護協会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人神奈川県看護協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、公益社団法人日本看護協会と連携し、保健・医療・福祉に関する知識の普及啓発、在宅等での療養者のための訪問看護事業、看護を通しての社会奉仕、保健師・助産師・看護師・准看護師(以下「看護師等」という。)の資質の向上、看護師等の就業促進事業等を行い、もって公衆衛生の向上と県民の健康保持、増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉の知識の普及啓発に関する事業
- (2) 在宅等での療養者のための訪問看護、居宅介護支援事業
- (3) 看護における医療安全及び災害時等の救護に関する事業
- (4) 看護師等の資質向上を図るための研修等に関する事業
- (5) 看護師等の就業促進及び看護に関する進路相談事業
- (6) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 本協会は、前項の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員に対する支援事業
- (2) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

3 前2項の事業は、神奈川県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本協会の会員は、神奈川県内に就業又は居住する看護師等の免許を有する者で、本協会の目的に賛同して入会した者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、本協会の指定する手続きにより、入会の申込みをしなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既に納入した入会金、会費、その他の拠出金品は返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 看護師等の資格を失ったとき。
- (2) 第7条の入会金及び会費を、その事業年度における3月末日までに納付しなかったとき。
- (3) 総会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

第4章 総会

(構成及び議決権)

第11条 本協会の総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。
- 3 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 理事、監事及び相談役の報酬等の額
- (5) 各事業年度の決算の承認
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(通常総会及び臨時総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、総会員の10分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内の日を開催日として臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び内容を、開催30日前までに、書面により会員に通知しなければならない。

(議長)

第14条 総会の議長は、当該総会において、出席会員の中から選任する。

(定足数)

第15条 総会は、総会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第16条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決等)

第17条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 この場合において、前2条の規定の適用については、当該会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第19条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を専務理事、2名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって、法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事(以下「業務執行理事」という。)とする。

(役員の選任)

- 第20条 理事及び監事は、会員の中から、総会の決議によって選任する。ただし、前条第1項第2号に掲げる監事2名のうち1名については、会員以外の者とする。
- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(役員の欠格事由)

第21条 次に掲げる者は本協会の役員となることできない。

- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第65条第1項第3号に該当する刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第6条に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員の資格喪失)

第22条 前条に該当するに至った者は、該当時点で本協会の役員の資格を喪失する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、同一職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、専務理事及び常務理事については、同一職に引き続き就任するときは、選任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができないものとする。
- 4 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終

結の時までとし、再任を妨げない。

- 5 前項の規定にかかわらず、監事は、選任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 6 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 7 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

(相談役)

- 第27条 本協会に、任意の機関として、1名の相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
 - 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

(役員等の報酬等)

- 第28条 理事、監事及び相談役に対して、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 2 理事、監事及び相談役には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員等の報酬等規程による。ただし、監事の報酬については、監事の協議による。

(役員責任及び免除)

- 第29条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本協会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本協会は、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第30条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備）
 - (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

(招集)

- 第32条 理事会は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集し、議長となる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議事に加わることができる理事

の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

- 2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。
- 3 第1項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。ただし、出席数からは除かない。

(理事会の決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 職能委員会

(職能委員会)

第36条 本協会に次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会
- (2) 助産師職能委員会
- (3) 看護師職能委員会

- 2 職能委員会は、総会、理事会その他の権限を侵すものではないものとする。
- 3 職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。
- 4 各職能委員会の委員長は、保健師、助産師、看護師担当の理事をもって充てる。
- 5 各職能委員会の委員は、理事会において選任する。
- 6 各職能委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 支部

(支部)

第37条 本協会の運営を円滑にするために、支部を置く。

- 2 支部は、総会、理事会その他の権限を侵すものではないものとする。
- 3 支部の支部長は、理事をもって充てる。
- 4 支部の委員は、理事会において選任する。
- 5 支部の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 委員会

(委員会)

第38条 本協会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、総会、理事会その他の権限を侵すものではないものとする。
- 3 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第39条 本協会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第41条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。

(資産の管理)

第42条 本協会の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が

作成し、理事会の承認を受けなければならない。
これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事、監事及び相談役の名簿
- (3) 理事、監事及び相談役の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解 散)

第47条 本協会は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 本協会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補 則

(委 任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に定める必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長は、平澤敏子とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前

日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年 6 月 21 日から施行する。

日本看護協会歌

光 求めて

山本 敏子 作詞

小椋 佳 補作詞・作曲

1

大空のもと 光求めて

看護の心 胸深く

両手にかざす 愛のほむらは

静かに燃える 優しく燃える

今 この時 そして明日に

2

さざなみに揺れ 光求めて

看護の願い 胸熱く

つなぐその手に 通う血潮は

さやかにとける 優しくとける

ただ ひとすじ またひたむきに

3

そよ風に乗り 光求めて

看護の祈り 胸清く

枕べにたつ 花の香りは

ほのかに匂う 優しく匂う

今 この時 そして明日に

今 この時 そして明日に

C F

1. お お ゑ ら の も と ひ か
2. さ ざ な み に ゆ れ ひ か
3. そ よ か ぜ に の り ひ か

Dm7 Am G7 C F

り も と め て か ん ご の
り も と め て か ん ご の
り も と め て か ん ご の

Dm7 G7 C G7 C

こ こ ろ む ね ふ か く
ね が い む ね あ つ く
い の り む ね き よ く

G7 C Em

りょ う て に か ざ す あ い
つ な ぐ そ の て に か よ
ま く ら べ に た つ は な

Am G7 F

の ほ む ら は し ず か に も え
う ち し お は さ や か に と け
の か お り は ほ の か に に お

E7 Am F G7

る や さ し く も え る い
る や さ し く と け る た
う や さ し く に お う い

C F G7 (F/G)

ま こ の と き そ し て あ し た
だ ひ と す じ ま し て ひ た
ま こ の と き そ し て あ し た

1.2.C 3.C C

に に い ま こ の と
に に

F G7 (F/G) C

き そ し て あ し た に

令和 5(2023)年度 通常総会 要綱

発行日	令和 5(2023)年 5 月
発 行	公益社団法人神奈川県看護協会 〒231-0037 神奈川県横浜市中区富士見町 3 番 1 Tel 045(263)2901(代表) Fax 045(263)2905 e-mail kanakan1@basil.ocn.ne.jp URL https://www.kana-kango.or.jp/